

(3) 補助金交付手続の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>福祉部 高齢介護室 介護事業者課</p>	<p>大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱では、補助金額の算定において「事務費支出額」と「事務費基準額」のいずれかを積算根拠としている。また、交付を受けた補助金は、翌年度の4月10日までに実績報告を行うものとし、府では事業実績報告書等を調査し、補助金の額を確定している。</p> <p>平成25年度「事務費支出額」を積算根拠としているケース1件について、決算確定額が実績報告の決算見込額を下回っていた。</p> <p>なお、その後の調査において、軽費老人ホームの会計に計上すべき事務費を誤って法人本部の会計に計上していたことが判明し、当該法人が決算確定額を修正した結果、決算確定額が実績報告の決算見込額を上回ることとなり、交付した補助金が適正であることが確認できた。</p> <p><b>【軽費老人ホーム運営費補助金の概要】</b> 府では、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に基づき、社会福祉法人が設置する軽費老人ホームに対し、入所者の費用負担の軽減を図るため、運営費を交付している。 補助交付額は、当該年度の事務費支出額（*1）と事務費基準額（*2）のいずれか低い金額から事務費本人徴収額を差し引いた残額（減免額）としている（平成25年度：77施設、2,134百万円交付）。 *1 事務費支出額：軽費老人ホームの運営に要する経費のうちサービスの提供に要する費用について、利用者からの利用料の一部を減免した経費に対応して、社会福祉法人等が支出する経費 *2 事務費基準額：軽費老人ホームの種類、定員、職員の配置状況、併設施設の状況等を勘案し、毎年、府が決定し各施設に通知する単価（月額）を基に、各月の所得階層別の利用人数を乗じて当年度分を算定したもの</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 補助事業者から提出される実績報告は決算見込額での報告であるが、決算の確定額（理事会による決算書の承認期限は5月末）が見込額を下回った場合、補助金が過大に交付されているおそれがある。 補助金の交付に当たり、決算確定額での確認ができるよう事業実績報告書等の調査の具体的な手法について検討されたい。 また、補助金交付対象施設・法人に対し、補助金対象となる経費や会計区分の考え方について周知徹底を図られたい。</p> <p><b>【大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱】</b> (補助交付額) 第5条 補助交付額は、事務費支出額と事務費基準額のいずれか低い金額から事務費本人徴収額を差し引いた残額（減免額）とする。  (補助金の実績報告) 第12条 交付を受けた補助金は、大阪府補助金交付規則第12条の規定に基づき、実績報告書（別記様式第4号）により、翌年度の4月10日までに実績報告を行うものとする。  (補助条件) 第13条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付する。 (8) 知事は、第12条による事業実績報告書等を調査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知すること。</p>	<p>(決算確定額での確認について) 大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱を改正し、実績報告（決算状況内訳表を添付）の提出期限を「翌年度の4月10日」から「翌年度の4月20日」に変更して、補助金の額の決定に当たり、より正確な決算見込額を把握することとした。 また、6月以降に理事会承認後の決算書を徴収して、事業対象経費や会計区分に誤りがないか再確認を行うこととした。</p> <p>(補助金対象施設・法人に対する周知徹底について) 誤った手続を行った施設があったことを受け、補助金交付対象施設・法人に対し、平成26年9月11日付け通知で、適切な事務手続の実施について注意喚起及び周知した。 また、平成27年2月16日に、「軽費老人ホーム指導・研修会」を開催し、補助金対象となる経費や会計区分の考え方について周知徹底を図った。今後とも適正な事務処理に努める。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課	<p>補助金の額の確定は、「支出負担行為等の事務処理の促進について（依頼）」（昭和49年7月16日付審第150号、各部（局・室）・行政委員会総務課長あて出納室審査課長依頼）により、事業実績報告書受領後20日以内を原則とされているが、事務処理が遅延し、補助金の額の確定を事業実績報告書受領から48日後に行っているものがあった。</p> <p>医療提供体制推進事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助事業の完了期日：平成26年3月24日</li> <li>(2) 実績報告書の提出日：平成26年4月10日</li> <li>(3) 補助金額の確定日：26年5月28日</li> <li>(4) 補助金支払日：平成26年5月30日</li> <li>(5) 支出額：3,913,000円</li> </ul>	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>補助金の額の確定事務に係るルールが守られていない。</p> <p>起案者のみならず、決裁関与者を含め補助金交付事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【支出負担行為等の事務処理の促進について（依頼）】</b></p> <p style="text-align: right;">（昭和49年7月16日 付け審第150号）</p> <p>2 補助金の「額の確定」について</p> <p>補助金交付規則第12条に基づく事業実績報告書の提出期限は、補助事業者等の事業完了後1カ月以内、「額の確定」は、事業実績報告書受領後20日以内を原則とし、これら事務処理の遅延しないように留意すること。</p> </div>	<p>平成26年10月に、課内職員に監査結果の情報共有を行い、補助金の額の確定事務に係るルールの周知徹底を図った。</p> <p>今後は、補助金交付の適正な事務執行に努める。</p>